

平成23年2月15日

母子生活支援施設の課題と将来像について

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会

はじめに

少子化、核家族化、地域社会の変貌など、子ども・子育てをめぐる社会状況の変化や、近年の厳しい経済情勢・雇用情勢が、弱い立場にある母子世帯をいっそう厳しい状況に追いやっている。

母子生活支援施設においては、深刻なDV被害や児童虐待、さらに精神障害や知的障害など何らかの障がいのある母と子の利用が増え、子どもでは乳幼児の比率が高くなっている。外国籍の世帯の利用も増加している。

こうした多様で厳しい課題のある利用者に、「母と子が共に生活しつつ共に支援を受けることができる唯一の児童福祉施設」として、安心安全な生活環境を保障し、生活の基盤を再構築するとともに、自立に向けたさまざまな支援をより適切に提供していくためには、次のような条件を整備することが必要である。

- 1 多様で厳しい課題のある利用者の特性から、発生する問題に対して即時対応・介入できる24時間・365日の体制の確保
- 2 母と子への個別対応、母と子の関係調整、原家族や関係機関との調整など、総合的な家族支援ができる専門性の高い職員の職種別配置
- 3 心理的課題のある利用者への支援のための心理療法担当職員の適正配置
- 4 施設内保育の必要な児童に対応する保育士の適正配置
- 5 退所後の継続支援、地域の子育て家庭・母子世帯への相談・支援の充実強化
- 6 母子生活支援施設の適正配置と支援格差の是正

1 母子生活支援施設職員配置基準の拡充

(1) 母子指導（支援）員

定員10世帯未満 1人

定員10世帯 2人

定員10世帯以上は5世帯増えるごとに1人を加える

(2) 少年指導員および保育士

主として子どもの支援を行う少年指導員・保育士を、母子指導（支援）員と同じ配置。少年指導員・保育士の比率は当該施設の状況によるものとする。

※ 母親と子どもに対して直接支援を行う母子指導（支援）員および少年指導員・保育士配置の拡充の必要性

- ・定員20世帯の施設の場合、現状では、母子指導（支援）員、少年指導員2人ずつの合計4名の配置であり、勤務ローテーションを考えれば、常時、指導員おおむね1人で20世帯の母子の支援を行う実態となっている。母子生活支援施設利用世帯の子どもの人数は平均1.63（全母協調査）であり、20世帯定員では20人の母親と33人の子ども合計約53人が支援の対象となるため、適切な支援ができる体制ではない。
- ・これに対し、上記の配置強化により、母子指導員4名、少年指導員・保育士4名の合計8名の配置となる。これは、常時2名ずつのチームが交代で20世帯の母子の支援を行える体制であり、1名の職員が関係機関（福祉事務所、学校、保育所、児童相談所、ハローワーク、裁判所など）との調整のため外出しても、1名は施設に残り支援にあたる事が可能になる。

(3) 被虐待児個別対応職員

1人

※ 被虐待児個別対応職員の最低基準による配置の必要性

- ・児童虐待による利用が新規入所の半数以上におよぶことから、被虐待児個別対応職員を必置とし、個別支援を充実させる必要がある。
- ・被虐待児個別対応職員は、少年指導員・保育士と連携して、主に被虐待児に個別支援を行い、自己肯定感の回復や大人への信頼の回復を通じて、暴力によらない人間関係を構築できるよう支援する。

(4) 心理療法担当職員

対象児童（母子）10人以上について1人

対象児童（母子）が10人増えるごとに非常勤職員1人（0.5）を加える

※ 心理療法担当職員の最低基準による配置と支援対象者数による配置の必要性

- ・DV被害や児童虐待による利用が新規入所の半数以上におよぶことから、心理療法担当職員の適正配置が必要である。
- ・心理療法担当職員が1日に実施できる個別面談については、母親の場合3ケース、子どもの場合5ケース程度が、時間的・心理的に限界である。
- ・対象母子10人以上の施設に常勤の心理担当職員を配置し、たとえば、1週間のうち3日を母の個別面談（ $3 \times 3 = 9$ ケース）に、2日を子の個別面談（ $5 \times 2 = 10$ ケース）に充てたとした場合、19ケース程度が限界となる。また、心理療法担当職員は、このほかケースカンファレンスへの参加や、職員へのスーパービジョン等も行う必要がある。
- ・このため、対象母子がさらに10人以上増える場合には、追加で非常勤の心理担当職員を配置し、母親および子どもに対する個別面談を分担する必要がある。

- (5) 特別生活指導費加算による職員
母子指導（支援）員の配置拡充を含む
- (6) 事務職員
1人（専任）
定員10世帯未満の場合は、母子指導（支援）員等が兼務
- (7) 調理員
1人（調理員またはこれに代わるべき者）

2 職員の資質向上のための施策の充実

DV被害者や被虐待児に適切な支援を行っていくには専門性の高い職員の確保が最重要課題となる。職員研修の充実、研修派遣代替職員の確保、基幹的職員の配置の推進、さらに職員の処遇改善が必要である。

本会としても、母子生活支援施設の機能・役割、職員の専門性を明確にするとともに、それを基盤にした母子生活支援施設管理者・職員の生涯研修体系の構築に取り組む。

3 母子生活支援施設の適正配置

都道府県によって母子生活支援施設の設置数に大きな格差がある。全国どこでもニーズに応じて利用できるように適正配置をすすめるために公立施設の民営化、施設の新設などを促進するための誘導策が必要である。

本会としても、社会福祉法人としての施設の新設、公立施設の指定管理者制度によらない移管・買収などの事例を収集・情報提供するなど、格差是正に主体的に取り組む。

4 母子生活支援施設の支援格差の是正

現在の母子生活支援施設には、「加算職員配置による人員配置で、DV被害者や被虐待児童の支援に積極的に取り組んでいる施設」と「最低基準による少ない人員配置で、経済困窮者等に対する宿所提供の役割を中心に担っている施設」など、支援の格差がみられる。

今後は、母と子がどの地域のどの母子生活支援施設を利用しても適切な支援を受けられるように、すべての母子生活支援施設がDV被害者や被虐待児などに対する支援力を備える必要がある。そのため、最低基準の改正と改正に基づく改善の実施を計画的にすすめることが必要である。

母子生活支援施設 A園の1日の支援例 ○月○日(火曜日)

	少年指導員 1	母子支援員 1	母子支援員 2	少年指導員 2	心理療法担当	保育士 1	少年指導員 3	母子支援員 3
勤務時間	6:00~11:30 宿直明け	8:00~17:00 日勤 1	8:30~17:30 日勤 2	9:00~18:30 日勤 3	9:30~18:30 日勤 4	12:00~20:00 遅番 1	13:00~23:00 宿直	14:00~21:00 遅番 2
6:00	・開錠							
7:00	・母親の早朝出勤に伴う早朝保育と保育園の送りに為の準備							
8:00	・ネグレクト児童のための朝食支援／母の代わりに子どもたちを登校・登園支援 ・登校する子どもたちに声をかけをし、表情などを観察	・出勤 ・昨日受け入れた緊急一時保護利用者の様子を観察し、声かけをする	・出勤 ・DV被害者の幼児を母の代わりに登園させる					
9:00	・通院の送迎 ・学校からの出席確認の電話があり、居室につなぐ。母に登校させるよう助言や、登校しぶりのある子どもに声かけなどをし、登校するよう支援	・緊急一時保護利用者の朝食の希望を聞き、準備をし、朝食の段取りを行う ・昨夜の緊急一時保護利用者の状況について他職種職員へ情報共有を図る	・金銭管理をしている利用者へ、1週間の生活費を渡す	・出勤	・県の精神保健福祉センターにて精神科医によるケースカンファランス			
10:00	・学校から児童の高熱の知らせが入る。母から依頼を受け、子どもを学校に迎えに行く	・緊急一時保護利用者の関係機関来園。聞取りに同席し、支援方針について確認する(～10:50)	・債務整理について、司法書士への同行	・宿直職員から担当児童の昨日の状況を聞き対応が必要な児童について把握する。遅れて登校する児童に声かけや、途中まで登校を見送る				
11:00	・午前中の引継ぎに参加 ・学校を休んでいる子ども(高学年)の居室を訪問し、声かけし様子を観察。 ・中3年生の進路について、担任の先生と連絡をとる)	・午前中の引継ぎに参加 ・居室の修繕に業者が来園し、男性恐怖であるDV被害者へ接触回避の配慮	・子どもの障害に関する相談を聞く。関係機関に連絡をする ・母と今後のことについて話し合う ・緊急一時保護利用者の幼児(5歳)の保育をする	・学校や学童保育でのトラブルについて母からの相談を聞き対応する ・不登校や登校しぶりの児童や家庭の声かけ等の介入	・出勤 ・非常勤心理相談担当の心理士との情報交換			
12:00	・昼休憩	・保護命令の申請に関する支援。保護命令の書類作成の支援	・保育終了 母への引き継ぎ ・学校を休んでいる子の検温 昼食の準備	・病児保育(4歳)の受け入れ ・病児の昼食準備 ・昼食を食べさせる。観察、検温 投薬、午睡準備をする		・出勤。 ・事務所で電話等の対応		
13:00	・支援日誌記録	・昼休憩	・昼休憩	・病児の午睡見守り	・昼休憩	・職員からの引き継ぎを受け る。 ・緊急一時保護利用者の同伴児の保育受け入れ(母通院のため)	・出勤 ・学習室清掃、環境整備	
14:00	・退勤	・緊急一時保護利用者の通院へ同行	・緊急一時保護利用者の買い物支援	・病児の午後見守り	・午後引継ぎへの参加	・病児保育の引継ぎを受けて病児保育をする)	・午後引き継ぎへの参加 ・病児保育の引き継ぎ	・出勤 ・午後引継ぎへの参加 ・就労支援で、履歴書の作成、面接の打ち合わせ(面接時の服装や、面接の答え方について相談を受ける)
15:00		・午後引き継ぎへの参加	・午後引き継ぎへの参加	・病児保育の引き継ぎ	・[担当ケース心理面接](1時間)	・DV被害者の加害者対策について情報把握する	・休憩 ・DV被害者児童の学校への迎え	
		・PTSDの症状の強い母の不安な気持ちを聞く(～16:00)	・DV被害者の加害者対策(荷物について、所有車についてなど) ・施設内の人間関係についての相談を受ける	・おやつ作り		・病児保育児のおやつ準備、食べさせる。検温等	・(学習支援、個別支援、集団遊び等)	
				・DV被害者児童の学校への迎え		・病児保育の引継ぎ ・保育園への迎えのための準備		

【参考資料】 第2回 児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会 提出資料(全国母子生活支援施設協議会)

16:00		・栄養不足の診断を受けた子への食事支援(母に料理の方法を教え、一緒に作り、食事提供場面を見守り、養育支援を行う) ・緊急一時保護利用者の夕食の準備や段取りをする	・通院の同行支援 ・帰園してきた母に声かけをしながら、相談や苦情を受ける。 ・支援日誌記録	・外国籍の母が出勤中のため、頭痛を訴え帰園した中高生の通院の同行 ・中高生帰宅。ミーティングルームで受け入れ。学習支援、学校での出来事や相談を聞き、対応する	・DV 被害者に代行して職員が送迎支援をして帰園してきた子どもの観察、母子関係の観察。子どもを遊ばせながら、担当母と生活場面面接をする。 ・[担当ケース心理面接](1時間)	・3歳以上児の保育園迎え(歩いて降園) ・降園した3歳以上児の保育を行う(~19:00)	・学校から連絡あり。情報交換など行い、母子への対応を職員間で協議する	・保育士より引き継ぎ、病児保育をする
17:00								
18:00		・引き継ぎをして退勤	・退勤	・帰宅した母から子どもの進路相談を受ける ・少年指導員日誌、支援日誌の作成	・帰宅してきた母に声かけをし、そのまま相談や苦情について聞く。 ・必要に応じて担当母の内線電話の対応(状況により関係調整することも)	・保育室に子どもを迎えに来た母に、保育園からの連絡事項や、保育園での様子を伝言/育児相談を受ける	・学童保育終了。居室へ送る ・学童保育中のトラブルや、子どもたちの様子について、それぞれ母に伝える ・夜間保育をする(残業で帰園が遅い利用者子どもへ対し)	・病児保育児の母迎えの際、病児保育での様子を母に伝達。病児の様子を伝える。 ・サテライトの世帯を訪問し、近況を聞き、相談を受ける)
19:00				・退勤	・退勤			・多子世帯の母が帰園した際には、未満児を一時事務所で預かり、母の家事がスムーズに行えるよう、支援する ・残業の母のために共同風呂のお湯だし ・仕事の様子や、職場の人間関係を聞き、励ます
20:00						・入浴時、湯上りの時、乳児を浴室まで迎えに行き、その後母の迎えまで保育 ・保育日誌、支援日誌の作成 ・郵便物、親展の配布 ・利用者の帰宅確認のためホームテレホンをする	・夜間保育終了 ・保育室の掃除と環境整備 ・中高生の学習支援~22時。	・多子世帯の母が帰園した際には、未満児を事務所で迎え、母の家事がスムーズに行えるよう、支援する
21:00						・退勤	・園内の人間関係調整。 ・学童保育でのトラブルを母子が訴え対応する	・入浴時、湯上りの時、乳児を浴室まで迎えに行き、その後母の迎えまで保育 ・ミーティングルームの浴室利用への順番を調整(緊急一時保護利用者・てんかんの子ども・利用者)
22:00							・内線電話がかかり、母の相談を聞く ・記録整理 ・施錠/セキュリティー設定 ・支援日誌記録	・苦情に対応する ・関係機関の伝言を、母に伝える ・外国籍の子どもの検診、予防接種の説明や問診票の記入を一緒に行う。書類説明、記入の代筆など ・引き継ぎをして退勤
							・宿直に入る	

※ 本資料は、最低基準に加え加算措置をすべて活用し、県単独加算を加えた職員配置を確保し、先進的にDV被害者・被虐待児童への支援に取り組んでいる例である

◎ A園の直接処遇職員の配置状況

- ① 母子支援員 4名 (最低基準上の職名は「母子指導員」であるが、A園では支援の実情に合わせ、「母子支援員」と称している。うち1名はサテライトの母子支援員である。)
 - ② 少年指導員 4名 (うち1名は被虐待児個別対応職員である。)
 - ③ 保育士 2名
 - ④ 心理療法担当職員 1名
- 計11名

◎ ○月○日(火曜日)の出勤状況

上記のうち、母子支援員 3名、少年指導員 3名、保育士 1名、心理担当職員 1名 計8名
出勤していない3名の状況 母子支援員1名 研修のため出張中、少年指導員 1名 休日出勤の振替休日、保育士1名 4週8休の公休

◎ A園の利用者の概況

- ・定員 20世帯 ○月○日(火曜日)の利用世帯: 20世帯
- ・利用者数 母親:20名、子ども:36名(内訳:0歳~3歳未満児→7名、3歳~6歳児→9名、小学生→13名、中高生7名)
- ・主な利用(入所)理由:DV被害による 13名(65%)、児童虐待(DV被害を含む)による 28名(78%)